

令和 7 年 10 月 28 日 一部改正

# 定 款

惠 和 株 式 会 社

# 定 款

## 第1章 総 則

### 第1条（商号）

当会社は、恵和株式会社と称し、英文では、KEIWA Incorporated と称する。

### 第2条（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 合成樹脂製品の製造並びに加工販売
2. 防水紙、防錆紙並びに各種包装材料の製造および販売
3. 精密・電子・光学製品の部品の製造および販売
4. エネルギー供給設備、蓄電製品の販売並びに当該部材の製造および販売
5. 各種印刷・コーティング加工と加工品の製造および販売
6. 加工設備・機械の製造および販売
7. 技術の販売および指導
8. 経営管理・生産管理のコンサルティング
9. 業務受託
10. 発電事業
11. 自動車部品の製造、販売、および自動車の販売
12. 前各号に附帯、関連する事業

### 第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を東京都中央区におく。

### 第4条（公告の方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

### 第5条（機関）

当会社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

## 第2章 株 式

## 第 6 条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、46,000,000 株とする。

## 第 7 条（自己の株式の取得）

当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

## 第 8 条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100 株とする。

## 第 9 条（単元未満株式についての権利）

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第 10 条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

## 第 11 条（株式取扱規則）

当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

## 第 3 章 株 主 総 会

## 第 12 条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

## 第 13 条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

## 第 14 条（招集権者および議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

## 第 15 条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

## 第 16 条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

## 第 17 条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第 18 条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

## 第 4 章 取締役および取締役会

## 第 19 条（取締役の員数）

当会社の取締役は 15 名以内とする。

- 2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

## 第 20 条（取締役の選任）

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

## 第 21 条（取締役の任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

## 第 22 条（代表取締役および役付取締役）

取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長および取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

## 第 23 条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

## 第 24 条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを省略することができる。

## 第 25 条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができると取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

## 第 26 条（取締役会の決議の省略）

当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

## 第 27 条（取締役会の議事録）

取締役会の議事録は、法令の定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役がこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名する。

## 第 28 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

## 第 29 条（重要な業務執行の決定の委任）

当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

## 第 30 条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

## 第 31 条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与およびその他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

## 第 5 章 監査等委員会

## 第 32 条（常勤監査等委員）

監査等委員会はその決議により、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

### 第33条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを省略することができる。

### 第34条（監査等委員会の決議の方法）

監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

### 第35条（監査等委員会の議事録）

監査等委員会の議事録は、法令の定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員がこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名する。

### 第36条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第6章 会計監査人

### 第37条（会計監査人の選任）

会計監査人は株主総会の決議によって選任する。

### 第38条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

### 第39条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

### 第40条（会計監査人の責任限定契約）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 7 章 計 算

### 第 41 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

### 第 42 条（剩余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

### 第 43 条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

### 第 44 条（配当の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

## 附 則

### 第 1 条（監査役の責任免除に関する経過措置）

当会社は、2025 年 10 月 28 日開催の臨時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

平成14年 5月31日 一部改正  
平成15年 5月31日 一部改正  
平成21年 3月 2日 一部改正  
平成23年 6月26日 一部改正  
平成26年 6月25日 一部改正  
平成27年 3月27日 一部改正  
平成27年11月24日 一部改正  
平成28年 4月 1日 一部改正  
平成29年11月20日 一部改正  
平成30年 3月26日 一部改正  
平成31年 3月27日 一部改正  
令和 元年 7月17日 一部改正  
令和 4年 3月29日 一部改正  
令和 5年 1月 1日 一部改正  
令和 7年10月28日 一部改正